

令和6年度富山県会計年度任用職員炊事員(7h)の募集について

富山県立高岡支援学校では、学校給食・寄宿舎給食業務の炊事員を募集しています。応募要領は次のとおりです。

1 求人事業所名

事業所名

富山県総合教育センター（富山県立高岡支援学校）

所在地

〒930-0866 富山市高田 525（高岡市東海老坂 831）

就業場所

〒933-0987 高岡市東海老坂 8 3 1 富山県立高岡支援学校

高岡駅 氷見方面（守山経由）行バス 2 5 分 高岡支援学校前バス停下車徒歩 2 分

転勤の可能性 なし

2 仕事の内容等

職 種

炊事員

仕事の内容

学校給食及び寄宿舎給食業務

（食材の下処理・調理・配膳・食器等の洗浄）

雇用形態

パート労働者

雇用期間

・雇用期間の定め あり（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

・契約更新の可能性 あり（条件あり）

学 歴

不問

必要な経験等

不問

必要な免許・資格

不問

年 齢

不問

3 労働条件等

日 額

8, 7 0 5 円～9, 1 7 0 円（7時間/日）

賃金（税込み）

賃金締切日

毎月末日

賃金支払日

毎月 15 日（翌月払）

通勤手当（費用弁償）

通勤距離片道 2 キロ以上の場合に支給

マイカー通勤

可

昇 給

なし

賞 与

あり 年 2 回支給

加入保険等

公立学校共済組合、厚生年金保険 雇用保険 労災保険

退職金制度

なし

就業時間

3 種類の就業時間があり、6 人でシフトを組んで交代している。

- ・日勤 8：15～16：00（休憩 45 分）7 時間勤務
- ・早勤 6：30～14：15（休憩 45 分）7 時間勤務
- ・遅勤 10：45～18：30（休憩 45 分）7 時間勤務

休日等

休日	土日祝・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
週休二日制	毎週
年次有給休暇	6か月間継続勤務して、所定労働日の8割以上勤務した場合 10日付与 ※このほか、学校における夏季・冬季の休業期間中

求人条件特記事項

次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考等

採用人数	1名
選考方法	学校にて面接
日時	随時（電話にて協議のうえ） ただし、採用が決まり次第受付を終了します。
応募書類	履歴書（写真貼付）選考後は返却
選考結果	5日以内
通知方法	郵送または電話
試用期間	1か月の条件付き採用後、正式採用

5 その他

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 採用となった場合には、雇入時の健康診断を行う代わりに、3月以内に受けた健康診断結果を提出してもらう必要があります。
- (3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和6年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。

令和6年度富山県会計年度任用職員炊事員(4h)の募集について

富山県立高岡支援学校では、学校給食・寄宿舎給食業務の炊事員を募集しています。応募要領は次のとおりです。

1 求人事業所名

事業所名

富山県総合教育センター(富山県立高岡支援学校)

所在地

〒930-0866 富山市高田 525 (高岡市東海老坂 831)

就業場所

〒933-0987 高岡市東海老坂 831 富山県立高岡支援学校

高岡駅 氷見方面(守山経由)行バス 25分 高岡支援学校前バス停下車徒歩 2分

転勤の可能性 なし

2 仕事の内容等

職 種

炊事員

仕事の内容

学校給食及び寄宿舎給食業務

(食材の下処理・調理・配膳・食器等の洗浄)

雇用形態

パート労働者

雇用期間

- ・雇用期間の定め あり(令和6年4月1日～令和7年3月31日)
- ・契約更新の可能性 あり(条件あり)

学 歴

不問

必要な経験等

不問

必要な免許・資格

不問

年 齢

不問

3 労働条件等

日 額

4,975～5,240円(4時間/日)

賃金(税込み)

賃金締切日

毎月末日

賃金支払日

毎月15日(翌月払)

通勤手当(費用弁償)

通勤距離片道2キロ以上の場合に支給

マイカー通勤

可

昇 給

なし

賞 与

あり 年2回支給

加入保険等

雇用 労災

退職金制度

なし

就業時間

日勤(月～金曜日) 8:30～12:30 4時間勤務

※業務の都合により勤務時間の繰り上げ又は繰り下げをすることがあります。

休日等

休日	土日祝・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
週休二日制	毎週
年次有給休暇	6か月間継続勤務して、所定労働日の8割以上勤務した場合 10日付与 ※このほか、学校における夏季・冬季の休業期間中

求人条件特記事項

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考等

採用人数	1名
選考方法	学校にて面接
日時	随時（電話にて協議のうえ） ただし、採用が決まり次第受付を終了します。
応募書類	履歴書（写真貼付）選考後は返却
選考結果	5日以内
通知方法	郵送または電話
試用期間	1か月の条件付き採用後、正式採用

5 その他

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 採用となった場合には、雇入時の健康診断を行う代わりに、3月以内に受けた健康診断結果を提出してもらう必要があります。
- (3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和6年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。

令和6年度富山県会計年度任用職員炊事員代行の募集について

富山県立高岡支援学校では、学校給食・寄宿舎給食業務の炊事員を募集しています。応募要領は次のとおりです。

1 求人事業所名

事業所名

富山県総合教育センター（富山県立高岡支援学校）

所在地

〒930-0866 富山市高田 525（高岡市東海老坂 831）

就業場所

〒933-0987 高岡市東海老坂 831 富山県立高岡支援学校

高岡駅 氷見方面（守山経由）行バス 25分 高岡支援学校前バス停下車徒歩 2分

転勤の可能性

なし

2 仕事の内容等

職 種

炊事員

仕事の内容

学校給食及び寄宿舎給食業務

（食材の下処理・調理・配膳・食器等の洗浄）

雇用形態

パート労働者

雇用期間

- ・雇用期間の定め あり（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
- ・契約更新の可能性 あり（条件あり）

学 歴

不問

必要な経験等

不問

必要な免許・資格

不問

年 齢

不問

3 労働条件等

時 間 額

1,244円～1,310円

賃金（税込み）

賃金締切日

毎月末日

賃金支払日

毎月15日（翌月払）

通勤手当（費用弁償）

通勤距離片道2キロ以上の場合に支給

マイカー通勤

可

昇 給

なし

賞 与

なし

加入保険等

労災保険

退職金制度

なし

就業時間

正規炊事員の休暇等により代行する時間

休 日 等

休 日

土日祝・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

週休二日制

毎週

年次有給休暇

有給休暇は勤務日数により決定

求人条件特記事項

次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考等

採用人数	若干名
選考方法	学校にて面接
日 時	随時（電話にて協議のうえ） ただし、採用が決まり次第受付を終了します。
応募書類	履歴書（写真貼付）選考後は返却
選考結果	5日以内
通知方法	郵送または電話
試用期間	1か月の条件付き採用後、正式採用

5 その他

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 採用となった場合には、雇入時の健康診断を行う代わりに、3月以内に受けた健康診断結果を提出してもらう必要があります。
- (3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和6年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。